

所長指示第 38 号  
令和 2 年 5 月 28 日

広島拘置所長

領事官との面会及び信書の発受要領について  
標記については、平成 19 年 5 月 29 日付け法務省矯成第 3334 号矯正局長通達「矯正施設における領事関係条約に関する事務について」によるもののほか、下記のとおり定めるので了知されたい。

記

第 1 領事官との面会について

1 面会の相手方

領事任務を遂行する者である領事官（名誉領事官を含む。）とし、領事官と認めるに疑義がある場合には、首席矯正処遇官（処遇担当）又は統括矯正処遇官（第一担当）（以下「処遇首席等」という。）は個別に許否判断をすること。

2 日程調整等

領事官面会の依頼があったときには、庶務課職員は日程調整及び面会する被収容者名簿の提出を依頼すること。

3 実施場所

原則として、弁護士面会室を使用すること。

4 面会回数

回数制限は行わないこと。

5 面会時間

一般面会の実施時間内において管理運営上支障のない範囲で、十分な時間を確保するよう配慮すること。

6 面会時の使用言語

当該被収容者又は領事官の選択する外国語の使用を認めること。

7 面会に係る通訳の費用

面会の内容を確認するため通訳が必要である場合であっても、当該被収容者にその費用を負担させないこと。

8 懲罰執行中の取扱い

当該被収容者が懲罰執行中であっても、面会を認めること。

9 対応職員

庶務課職員とし、特に必要がある場合には、処遇首席等が対応すること。

## 10 職員の立会い

- (1) アメリカ合衆国又は英国国籍者を有する未決拘禁者又は各種被収容者

**職員の立会いを行わないこと。**

なお、被告人又は被疑者である被収容者（未決拘禁者としての地位を有する者を除く。）についても同様とする。

- (2) アメリカ合衆国又は英国国籍者以外の者（死刑確定者を除く。）

刑事施設の規律及び秩序の維持を害する結果を生ずるおそれがあると認めべき特別の事情がある場合、受刑者にあつては、矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれが認められる場合、未決拘禁者にあつては、罪証隠滅の結果を生ずるおそれが認められる場合以外は、**原則として職員の立会いを行わないこと。**

なお、面会の立会いについては、次の事項に留意すること。

ア 刑事施設の規律及び秩序の維持を害する結果を生ずるおそれがあると認めべき等の特別の事情があり、職員の立会いを行う場合は、対応職員は領事官にその旨を説明することとし、**面会の実施場所は、弁護士面会室以外の録音・録画設備のない面会室とすること。**

イ 職員の立会いを行わない場合は、対応職員は、必要に応じて、被収容者又は領事官から面談の内容について聴取すること。

## 11 接見等禁止決定が付されている者

刑事訴訟法第 8 1 条の規定に基づき、接見等が禁止され、かつ、**領事官との接見等が除外されていない場合は、領事官との接見等禁止の解除の裁判を待って実施すること。**

## 12 面会実施要領

- (1) 面会受付

面会受付所で行い、領事官面会であることを確認し、受付が終了した時点で、対応職員は、あらかじめ申込みのあった被収容者名簿に基づき、該当する被収容者の連行を依頼すること。

- (2) 事前の告知

面会受付終了後、領事官を面会待合室に案内し、対応職員から次の事項について説明告知すること。

ア 職員の立会いを行う場合において、職員が理解不能な言語で会話した場合は、面会終了後に面会要旨を口頭で聴取すること。

イ 面会中の録画、録音等及びこれらを行うための機材の持ち込みは禁止されていること。

## 13 面会室への案内

対応職員が、領事官を面会実施場所まで案内すること。

## 14 当該被収容者が面会を拒否する場合

当該被収容者が、領事官との面会を明示的に拒否するときは、来所した領事官

にその旨を説明の上、当該面会は実施しない取扱いとすること。その際、当該被収容者からは、面会しない旨の願箋を徴すること。

15 面会終了後の対応

必要に応じて、面会が終了した時点で、面会受付所又は処遇部門事務室にその旨を連絡し、対応職員が領事官を庶務課応接室まで案内すること。

16 面会要旨の聴取

必要に応じて、面会実施場所及び庶務課応接室において、対応職員は領事官から口頭で面会要旨を聴取すること。

なお、面会内容の聴取は簡潔に行うこと。

17 留意事項

(1) 領事官対応で疑義が生じた場合は、処遇首席等に報告の上、対処すること。

(2) 領事官への対応は、礼を失することのないよう、親切丁寧を心掛けること。

18 その他

(1) 領事館等が神父、牧師又はシスター等を派遣し、領事官の代理者等であるとして、面会を求める場合があるが、面会の目的・内容を精査し、面会の許否判断を行うこと。

(2) 上記 18 - (1) による面会を許可する場合、領事官面会に準じて実施すること。

第 2 領事官との信書の発受について

1 信書の発受の相手方

領事任務を遂行する者である領事官（名誉領事官を含む。）とし、領事官と認めらるるに疑義がある場合には、処遇首席等は個別に許否判断をすること。

2 発信回数

回数制限は行わないこと。

3 信書の発受に係る翻訳の費用

信書の発受の内容を確認するため翻訳が必要である場合であっても、当該被収容者にその費用を負担させないこと。

4 懲罰執行中の取扱い

当該被収容者が懲罰執行中であっても、信書の発受を認めること。

5 接見等禁止決定が付されている者

刑事訴訟法第 8 1 条の規定に基づき、書類その他の物の授受が禁止され、かつ、領事官との書類その他の物の授受が除外されていない場合は、領事官との書類その他の物の授受の禁止の解除の裁判を待って実施すること。

6 信書の差止め又は削除若しくは抹消

アメリカ合衆国又は英国国籍を有する未決拘禁者又は各種被収容者

内容による差止め又は削除若しくは抹消の措置を執ることなくこれを認めること。ただし、信書の内容が差止め又は削除若しくは抹消の措置を執るべき要件と認められる場合は、次のとおり取扱うこと。

なお、被告人又は被疑者である被収容者（未決拘禁者としての地位を有する者を除く。）についても同様とする。

(1) 刑事施設収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「法」という。）

第 136 条において準用する法第 129 条第 1 項第 1 号に該当する場合には、発受を認めること。ただし、下記 (2) に該当する可能性が認められる場合には、当該取扱いによること。

(2) 同項第 2 号又は第 6 号に該当する場合には、必要に応じ、捜査機関に対して、二国間条約により、信書の内容による差止め、削除等の措置を執ることができない旨を説明した上で情報提供するなどして各号の結果が生ずることを防止するための必要な措置を講じた後、発受を認めること。

(3) 同項第 3 号に該当する場合には、同号の結果が生ずることを防止した後、発受を認めること。

(4) 同項第 4 号又は 5 号に該当する場合には、発受を認めること。

(5) 上記 6 - (2) 及び (3) の場合において、必要な措置を講じるため、信書の発受が遅延する可能性がある場合には、その旨を領事機関に通知すること。

## 7 その他

(1) 信書の発受に係る事務処理は遅滞なく行うこと。

(2) 外国人である労役場留置者又は監置場留置者と領事官との間の外部交通については、本指示に準じて行うこと。